

# 熊本市公報

## 第 1402 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務厚生課  
発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

### 規 則

○熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第 58 号).....	1150
--	------

### 告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(告示第 365 号).....	1151
○市道の供用開始(告示第 366 号).....	1151
○市道の区域変更(告示第 367 号).....	1151
○生活保護法等による介護機関の指定(告示第 368 号).....	1152
○生活保護法による介護機関の変更(告示第 369 号).....	1154
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物件(告示第 370 号).....	1154
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 372 号).....	1155
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 373 号).....	1155
○放置自転車の移動・保管(告示第 374 号).....	1155
○健康保険法による介護療養型医療施設の指定の辞退(告示第 375 号).....	1157
○介護保険法による短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(告示第 376 号).....	1157
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 377 号).....	1157
○介護保険法による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護事業の廃止(告示第 379 号).....	1158
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 380 号).....	1158
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 381 号).....	1158
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 382 号).....	1159
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 383 号).....	1159
○介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護事業の廃止(告示第 384 号).....	1159
○市税督促状の公示送達(告示第 385 号).....	1159
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 386 号).....	1160
○認可地縁団体の告示事項の一部変更(告示第 387 号).....	1160
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(告示第 388 号).....	1160
○熊本都市計画区域区分の変更(告示第 389 号).....	1161
○熊本都市計画用途地域の変更(告示第 390 号).....	1161
○熊本都市計画防火地域及び準防火地域の変更(告示第 391 号).....	1161

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 392 号）	1162
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 393 号）	1162
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 394 号）	1162
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 395 号）	1163
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 396 号）	1163
○地方自治法による「熊本市の財政状況」の公表（告示第 397 号）	1163

## 公 告

○熊本市が発注する小規模修繕契約希望者登録に参加する者に必要な資格等（公告第 419 号）	1164
○開発行為に関する工事の完了（公告第 421 号）	1165
○開発行為に関する工事の完了（公告第 424 号）	1165
○開発行為に関する工事の完了（公告第 425 号）	1165
○農業振興地域整備計画の縦覧（公告第 426 号）	1165
○開発行為に関する工事の完了（公告第 431 号）	1166
○開発行為に関する工事の完了（公告第 434 号）	1166
○開発行為に関する工事の完了（公告第 435 号）	1166
○農業振興地域整備計画の変更決定（公告第 436 号）	1167
○開発行為に関する工事の完了（公告第 439 号）	1167
○開発行為に関する工事の完了（公告第 440 号）	1167

## 中 央 区

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（中央区告示第 14 号）	1168
○住民票の職権消除（中央区告示第 15 号）	1168
○住民票の職権消除（中央区告示第 16 号）	1168

## 北 区

○平成 26 年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（北区告示第 4 号）	1168
---------------------------------------	------

## 西 区

○住民票の職権消除（西区告示第 5 号）	1168
----------------------	------

## 東 区

○平成 26 年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（東区告示第 6 号）	1169
---------------------------------------	------

## 議 会

○熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程の一部を改正する規程（議会規程第 4 号）	1169
---	------

## 上下水道局

○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 32 号） .....	1169
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 33 号） .....	1169
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 34 号） .....	1170
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 35 号） .....	1170

---

### 教育委員会

---

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 6 号） .....	1170
---------------------------------	------

---

### 選挙管理委員会

---

○熊本市議会議員南区選挙区一般選挙における当選の効力に関する異議申出（選管告示第 34 号） .....	1171
--	------

## 規 則

規 則 第 58 号

平成 27 年 5 月 28 日

熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

### 熊本市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築基準法施行細則（昭和 46 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条に次の 1 項を加える。

- 3 省令第 10 条の 23 第 6 項に規定する規則で定める図書及び書類は、申請に係る建築物の計画が同条第 1 項の構造計算適合性判定を要するものである場合における法第 6 条の 3 第 7 項の規定による適合判定通知書又はその写しとする。

第 34 条の 2 中「又は第 2 項第 1 号に規定する副本及びその添付図書」を「に規定する申請書の副本並びにその添付図書及び添付書類」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

**告 示**

告示第 365 号

平成 27 年 5 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
437011 1264	デイサービス 陽だまりの里 熊本市中央区春竹町大字春竹 5 4 番 3	NPO 法人きずなネットワーク 熊本市中央区春竹町大字春竹 5 4 番 3 理事長 廣川 とも子	平成 27 年 5 月 15 日	通所介護
437011 1264	デイサービス 陽だまりの里 熊本市中央区春竹町大字春竹 5 4 番 3	NPO 法人きずなネットワーク 熊本市中央区春竹町大字春竹 5 4 番 3 理事長 廣川 とも子	平成 27 年 5 月 15 日	介護予防 通所介護

告示第 366 号

平成 27 年 5 月 18 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
4029	上熊本 3 丁目 花園 6 丁目 第 1 号線	西区花園 7 丁目 1138 番 1 地先から 西区花園 6 丁目 1116 地先まで		平成 27 年 5 月 18 日

告示第 367 号

平成 27 年 5 月 18 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
4029	上熊本 3 丁目 花園 6 丁目 第 1 号線	西区花園 7 丁目 1138 番 1 地先から 西区花園 6 丁目 1116 地先まで	旧	4.5 ~ 7.4	351.0
		西区花園 7 丁目 1138 番 1 地先から 西区花園 6 丁目 1116 地先まで	新	4.5 ~ 36.5	336.0

告 示 第 3 6 8 号

平成 27 年 5 月 1 8 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
三気堂薬局 龍田店 熊本市北区龍田8-15-68 有限会社 MET 代表取締役 川端 咲子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成27年4月1日
小規模多機能型居宅介護ホスピケアホームファイン 熊本市東区三郎一丁目12番87号 株式会社 ケアベース 代表取締役 濱田 文子	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成27年4月3日
グループホーム 泉ヶ丘 熊本市東区南町16番8号 株式会社 かいごのみらい 代表取締役 小杉 康之	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成27年3月16日
認知症対応型共同生活介護 ステラの風 熊本市南区並建町758 有限会社 ケアラント熊本 取締役社長 佐土原 護	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成27年4月1日
グッドスマイル いずみの里 デイサービスセンター 熊本市中央区出水五丁目11番38号 出水ガーデンハイツ2棟1階 株式会社 グッドスマイル 代表取締役 北口 大司	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成27年4月1日
小規模多機能ホーム アクア 熊本市南区八分字町19番地 株式会社 桜会 代表取締役 蓑田 みな子	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成27年3月29日
小規模多機能型居宅介護事業所 つるのはら 熊本市北区梶尾町1779番7 社会福祉法人 愛誠会 理事長 河本 妙子	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成27年4月1日
小規模多機能型居宅介護事業所 楽しい家飽田南 熊本市南区護国町1599 社会福祉法人 上ノ郷福祉会 理事長 宮崎 チエ子	小規模多機能型居宅介護	平成27年4月1日
けあらーず城山指定訪問介護事業所 熊本市西区城山下代二丁目14番10号 ライクサポートマンション彩里 11 階 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
光の森リハステーション spito-スピット- 熊本市北区武蔵ヶ丘七丁目4-10 合同会社 EMAS 代表社員 松井 亨	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27年4月1日
熊本市社会福祉事業団 東部ヘルパー事業所 熊本市東区秋津三丁目17-17 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥山 康雄	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日

<p>熊本市社会福祉事業団 長寿の里ヘルパー事業所 熊本市西區城山薬師二丁目10番10号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥山 康雄</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
<p>熊本市社会福祉事業団 中央ヘルパー事業所 熊本市中央区壺川二丁目3-85 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥山 康雄</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
<p>熊本市社会福祉事業団 北部ヘルパー事業所 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目15-17-D ムサシ一番街 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥山 康雄</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
<p>熊本市社会福祉事業団 西里ヘルパー事業所 熊本市北区徳王町870番地 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 奥山 康雄</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
<p>スマイルハウス 熊本市東区長嶺西一丁目6-95 ルモール502号 株式会社 we's planning 代表取締役 川端 一成</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
<p>マノリアル本荘 訪問介護 熊本市中央区本荘五丁目10番23号 社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 理事長 野口 駿</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
<p>地域生活応援館 熊本市東区上南部二丁目1番67号 株式会社 くますま 代表取締役 河添 竜志郎</p>	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用 具販売	平成27年4月1日
<p>リハスタジオ Asmo 熊本市北区龍田町弓削533番地1 株式会社 グローバル介護サービス 代表取締役 白石 尊康</p>	通所介護・介護予防通所介護	平成27年4月1日
<p>ヘルパーステーション蓮台寺 熊本市西區蓮台寺三丁目4-48 グラスコート105号 株式会社 スローライフ芳寿会 代表取締役 田端 誠四郎</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年3月15日
<p>株式会社 ホワシ 熊本市東区小山五丁目19番55号 株式会社 ホワシ 代表取締役 帆鷺 輝志男</p>	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用 具販売	平成27年3月1日
<p>ヘルパーステーションすまいる 熊本市中央区帯山七丁目7番36号 東央 株式会社 代表取締役 黒田 亮</p>	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年4月1日
<p>茶話本舗デイサービス尾ノ上 熊本市東区尾ノ上三丁目13番73号 株式会社 楽楽 代表取締役 田中 英昭</p>	通所介護	平成27年3月2日
<p>シモカワ熊大前調剤薬局 熊本市中央区九品寺1-19-9 株式会社 下川薬局 代表取締役 下川 泰</p>	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管 理指導	平成27年2月1日

けあらーず城山指定居宅介護支援事業所 熊本市西区城山下代二丁目14番10号 ライフサポートマン ション彩里 I 1階 株式会社 セラム 代表取締役 玉置 正樹	居宅介護支援	平成27年4月1日
居宅介護支援事業所 望星 熊本市中央区水前寺一丁目11-22 ふれあいの里204 株式会社 望星 代表取締役 東 美紀	居宅介護支援	平成27年4月1日
ライフスタイルマネジメント Soual 熊本市東区月出二丁目4番41号 株式会社 ZEN 代表取締役 米村 昌洋	居宅介護支援	平成27年4月1日
指定(予防)短期入所生活介護事業所 かなんの杜 熊本市北区植木町滴水9番2 社会福祉法人 滄溟会 理事長 中原 紘嗣	短期入所生活介護・介護予防短期入所生 活介護	平成26年8月1日
グレースメディカルクリニック 熊本市東区佐土原一丁目16-36 院長 伊藤 信久	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管 理指導	平成26年11月1日
リハビリケアセンター すまいる北部 熊本市北区四方寄町612-1 株式会社 ReLife aid 代表取締役 中野 茂	通所介護・介護予防通所介護	平成27年4月1日

告 示 第 3 6 9 号

平成 2 7 年 5 月 1 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関  
から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
デイサービスはな 熊本市北区梶尾町 1 7 1 0-1 有限会社 ひなた 代表取締役 福岡 京子	平成 2 4 年 9 月 1 7 日	所在地変更

告 示 第 3 7 0 号

平成 2 7 年 5 月 1 9 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出  
物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
4月27日	はり札等	8	世安町・富合町杉島・大江	4月28日	
4月28日	はり札等	7	小山・三郎・世安町	4月29日	
5月1日	立看板等	2	田井島	5月2日	
5月7日	はり札等	3	池田	5月8日	



5月8日	はり札等	62	小山・長嶺東・長嶺西・月出・江津・清水亀井町・飛田・梶尾町・鶴羽田	5月9日	
	立看板等	2	江津		
5月11日	はり札等	36	水前寺・画図町重富・画図町下無田・御領・帯山	5月12日	
5月12日	はり札等	4	八景水谷・清水亀井町	5月13日	
	立看板等	1	麻生田		
5月14日	はり札等	2	池田・富合町田尻	5月15日	
5月15日	はり札等	9	十禅寺・戸島・戸島西	5月16日	
	立看板等	4	帯山		
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)					

告 示 第 3 7 2 号

平成 27 年 5 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

中島第 6 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「谷崎 巧 熊本市西区沖新町 1 6 2-2」を「戸田 義文隈本氏西区沖新町 2 7 8 番地」に改める。

告 示 第 3 7 3 号

平成 27 年 5 月 22 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1280	訪問介護ステーション さんさん 熊本市南区城南町さんさん一丁目 5-8	株式会社 煌城 熊本市南区城南町さんさん一丁目 4-3 代表取締役 水洗 恵子	平成 27 年 5 月 22 日	訪問介護
437011 1280	訪問介護ステーション さんさん 熊本市南区城南町さんさん一丁目 5-8	株式会社 煌城 熊本市南区城南町さんさん一丁目 4-3 代表取締役 水洗 恵子	平成 27 年 5 月 22 日	介護予防 訪問介護

告 示 第 3 7 4 号

平成 27 年 5 月 22 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 1

3条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| ア | 平成27年4月17日 | 銀座通りエリア,手取エリア,上通りエリア,新市街エリア,西区春日三丁目熊本駅前   |
| イ | 平成27年4月20日 | 手取エリア,新市街エリア,辛島エリア,水道町エリア   |
| ウ | 平成27年4月21日 | 銀座通りエリア,手取エリア,中央区国府一丁目6,中央区草葉町5-1中央公民館,並木坂エリア                                     |
| エ | 平成27年4月22日 | 中央区南千反畑町11  |
| オ | 平成27年4月23日 | 健軍ピアクレス,健軍駐輪場,健軍変電所前駐輪場,中央区九品寺一丁目13銀座橋際自転車駐車場,中央区大江四丁目20,中央区南熊本四丁目8               |
| カ | 平成27年4月24日 | 銀座通りエリア,新市街エリア,水道町エリア   |
| キ | 平成27年4月27日 | 銀座通りエリア,手取エリア,上通りエリア,森都心プラザ,中央区国府三丁目15,南区南高江六丁目7南部出張所                             |
| ク | 平成27年4月28日 | 中央区九品寺五丁目1,南区会富町988   |
| ケ | 平成27年4月30日 | 西区上熊本二丁目18,西区池田四丁目20,東区山ノ神一丁目3262-1山ノ神公民館   |
| コ | 平成27年5月1日  | 銀座通りエリア,手取エリア,上通りエリア,新市街エリア,辛島エリア,西区池田四丁目20,中央区新屋敷三丁目7,中央区大江四丁目20,東区健軍本町54,並木坂エリア |
| サ | 平成27年5月7日  | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,辛島エリア,西区春日三丁目熊本駅前,並木坂エリア                                     |
| シ | 平成27年5月8日  | 武蔵塚駅周辺,北区武蔵ヶ丘六丁目武蔵塚駅前駐輪場,北区龍田町弓削671光の森駅自転車駐車場                                     |
| ス | 平成27年5月11日 | 銀座通りエリア,手取エリア,上通りエリア,新市街エリア,中央区江津二丁目31  |
| セ | 平成27年5月12日 | 手取エリア,新市街エリア,並木坂エリア   |
| ソ | 平成27年5月13日 | 銀座通りエリア,手取エリア,上通りエリア,新市街エリア,水道町エリア,並木坂エリア   |
| タ | 平成27年5月15日 | 上通りエリア,南区富合町田尻464,並木坂エリア  |
| チ | 平成27年5月18日 | 銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,辛島エリア,並木坂エリア   |

(2) 保管の場所 平成第二自転車保管所

(3) 保管の期間 平成27年8月22日まで

2 移動・保管台数

自転車 173台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還

通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならぬ。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 3 7 5 号

平成 27 年 5 月 25 日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定による届出がされたので、同法第 115 条の 2 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定辞退 年月日	サービスの種類
431012 3577	近見医院 熊本市南区近見八丁目 14-55	医療法人社団 起幸会 熊本市南区近見八丁目 14-55 理事長 西春 泰司	平成 27 年 5 月 31 日	介護療養型医療 施設

告 示 第 3 7 6 号

平成 27 年 5 月 25 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
431012 3577	近見医院 熊本市南区近見八丁目 14- 55	医療法人社団 起幸会 熊本市南区近見八丁目 14-55 理事長 西春 泰司	平成 27 年 5 月 31 日	（介護予防）短期 入所療養介護

告 示 第 3 7 7 号

平成 27 年 5 月 25 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1298	クローバー訪問介護事業所 熊本市北区高平三丁目 28 番 1 7 号	史相 株式会社 熊本市北区高平三丁目 28 番 17 号 代表取締役 稲田 良示	平成 27 年 5 月 25 日	訪問介護

437011 1298	クローバー訪問介護事業所 熊本市北区高平三丁目28番1 7号	吏相 株式会社 熊本市北区高平三丁目28番17号 代表取締役 稲田 良示	平成27年 5月25日	介護予防訪問介護
----------------	--------------------------------------	--	----------------	----------

告示第 379 号

平成 27 年 5 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険 事業所番 号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種 類
4372 5005 22	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 植木支所指定訪問入浴介護事業所 熊本市北区植木町岩野 238 番地 1	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 熊本市中央区新町二丁目 4-27 会長 潮谷 愛一	平成 27 年 5 月 31 日	訪問入浴介護 介護予防訪問 入浴介護

告示第 380 号

平成 27 年 5 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

## 1 団体の名称

内区自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「大岩 清賢」を「田中 正信」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町内 664 番地 5」を「熊本市北区植木町内 202 番地」に改める。

告示第 381 号

平成 27 年 5 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

## 1 団体の名称

立福寺町自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「坂梨 廣」を「福田 格」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本市北区立福寺町 665 番地 1」を「熊本市北区立福寺町 1349 番地」に改める。

## 告 示 第 3 8 2 号

平成 27 年 5 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 団体の名称

北部東校区第 6 町内自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「島崎 政広」を「柿添 法輝」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本市北区鶴羽田町 1 1 1 5 番地 2」を「熊本市北区鶴羽田三丁目 1 5 番 5 1 号」に改める。

## 告 示 第 3 8 3 号

平成 27 年 5 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 団体の名称

弓削校区第二町内自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「山川 利春」を「岡本 芳雄」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本市北区龍田町弓削 2 8 9 番地」を「熊本市北区龍田町弓削 2 9 3 番地」に改める。

## 告 示 第 3 8 4 号

平成 27 年 5 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
437010 9946	クローバー訪問介護事業所 熊本市北区植木町大和 8 7 - 6	株式会社あらきの家 熊本市北区植木町大和 8 7 - 6 代表取締役 西島 幸子	平成 27 年 6 月 30 日	訪問介護 介護予防訪問介 護

## 告 示 第 3 8 5 号

平成 27 年 5 月 28 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日  
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名
  - (1) 市県民税（普通徴収）  
登載省略 7件
  - (2) 市県民税（特別徴収）  
登載省略 23件
  - (3) 法人市民税  
登載省略 11件

告 示 第 3 8 6 号

平成 27 年 5 月 28 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称  
色出自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「日ヶ丸 泰行」を「中島 正和」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「熊本市北区植木町色出 3 6 6 番地 2」を「熊本市北区植木町色出 4 7 9 番地」に改める。

告 示 第 3 8 7 号

平成 27 年 5 月 28 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称  
西里校区 21 町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「境 美能留」を「緒方 泰英」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「熊本市北区貢町 6 7 5 番地 3」を「熊本市北区貢町 5 7 番地」に改める。

告 示 第 3 8 8 号

平成 27 年 5 月 29 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類

437011 1272	カエツ 居宅介護支援事業所 熊本市南区日吉二丁目9番8号	合同会社介護のカエツ 熊本市南区日吉二丁目9番15号 代表社員 嘉悦 広幸	平成27年 6月1日	居宅介護支援
----------------	---------------------------------	---	---------------	--------

## 告示第 389 号

平成 27 年 5 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

## 1 都市計画の種類

熊本都市計画区域区分の変更

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

## (1) 市街化区域に編入する区域

熊本市東区佐土原 3 丁目の一部、西区池上町の一部、北区植木町岩野、植木町小野、植木町滴水、植木町一木、植木町広住及び楠 6 丁目の各一部

## (2) 市街化調整区域に編入する区域

熊本市中央区川端町、細工町 5 丁目及び古桶屋町の各一部、南区上ノ郷 2 丁目及び薄場 1 丁目の各一部、北区泗水町南田島の全域

## 3 縦覧場所

熊本市 都市建設局 都市政策課

## 告示第 390 号

平成 27 年 5 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

## 1 都市計画の種類

熊本都市計画用途地域の変更

## 2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市中央区川端町、細工町 5 丁目及び古桶屋町の各一部、東区佐土原 3 丁目の一部、西区池上町の一部、南区薄場 1 丁目、上ノ郷 2 丁目及び刈草 1 丁目の各一部、北区植木町岩野、植木町小野、植木町滴水、植木町一木、植木町広住及び楠 6 丁目の各一部

## 3 縦覧場所

熊本市 都市建設局 都市政策課

## 告示第 391 号

平成 27 年 5 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

## 1 都市計画の種類

熊本都市計画防火地域及び準防火地域の変更

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市中央区川端町、細工町5丁目及び古桶屋町の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本市 都市建設局 都市政策課

告示 第 3 9 2 号

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1314	デイサービスかみくま 熊本市西区上熊本二丁目15番24号	医療法人起生会 熊本市中央区北千反畑町2番5号 理事長 吉田 憲史	平成27年 6月1日	通所介護
437011 1314	デイサービスかみくま 熊本市西区上熊本二丁目15番24号	医療法人起生会 熊本市中央区北千反畑町2番5号 理事長 吉田 憲史	平成27年 6月1日	介護予防 通所介護

告示 第 3 9 3 号

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370111 322	デイサービス笑楽人 熊本市東区戸島西一丁目10番2号	株式会社デイサービス笑楽人 熊本市東区戸島西一丁目10番2号 代表取締役 山本 あずさ	平成27年 6月1日	通所介護
4370111 322	デイサービス笑楽人 熊本市東区戸島西一丁目10番2号	株式会社デイサービス笑楽人 熊本市東区戸島西一丁目10番2号 代表取締役 山本 あずさ	平成27年 6月1日	介護予防 通所介護

告示 第 3 9 4 号

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------



4370111 330	ケアプランセンター すまいる 熊本市北区八景水谷一丁目24-16	株式会社ReLife aid 熊本市北区八景水谷一丁目33番37号 代表取締役 中野 茂	平成27年 6月1日	居宅介護 支援
----------------	-------------------------------------	--	---------------	------------

告 示 第 3 9 5 号

平成27年5月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

芳野校区第3町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

主たる事務所の所在地

「熊本市西区河内町大多尾246番地」を「熊本市西区河内町大多尾800番地1」に改める。

代表者の氏名及び住所

「村上 隆司 熊本市西区河内町大多尾246番地」を「黒田 勇八 熊本市西区河内町大多尾800番地1」に改める。

告 示 第 3 9 6 号

平成27年5月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
437011 1348	デイサービス そよ風の丘 さん さん 熊本市南区城南町さんさん一丁目 5-8	株式会社煌城 熊本市南区城南町さんさん一丁目4-3 代表取締役 水洗 恵子	平成27年 6月1日	通所介護
437011 1348	デイサービス そよ風の丘 さん さん 熊本市南区城南町さんさん一丁目 5-8	株式会社煌城 熊本市南区城南町さんさん一丁目4-3 代表取締役 水洗 恵子	平成27年 6月1日	介護予防 通所介護

告 示 第 3 9 7 号

平成27年5月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び熊本市財政状況の公表に関する条例（昭和23年告示第51号）第2条の規定に基づき、熊本市の財政状況を次のとおり公表する。

熊本市長 大 西 一 史

以下、登載省略

**公 告**

公告第 4 1 9 号

平成 2 7 年 5 月 1 8 日

熊本市小規模修繕契約希望者登録要綱第 4 条の規定に基づき、熊本市が発注する施設の小規模な修繕を契約希望する者（小規模修繕希望者登録に参加する者）の必要な資格、その他について次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 登録できる者の資格

契約希望者として登録することができる者は、個人事業者である場合は熊本市内に住所又は主たる事業所（自宅を主たる事業所としているときを含む。）を有する者、法人である場合は熊本市内に商業登記簿上の本店を有する者とし、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者
- (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号に該当する者
- (3) 熊本市工事競争入札参加有資格業者名簿又は熊本市物品関係指名競争入札（見積）参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 市税を滞納している者（当該滞納しているものについて、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められる者を除く。）
- (6) その他契約の相手方として不適当と認められる者

## 2 登録申請の受付時期

- (1) 定期受付 平成 2 7 年 6 月 1 日から平成 2 7 年 6 月 3 0 日まで（土、日曜日を除く。）
  - (2) 随時受付 平成 2 7 年 7 月 1 日から閉庁日を除く毎日（ただし、月単位の受付とする。）
- ※ 受付時間 9 時から 1 6 時まで（ただし、正午から 1 3 時までを除く。）

## 3 登録申請の受付場所

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号（マスミューチュアル生命ビル 2 階）  
熊本市総務局契約検査総室 物品契約班

## 4 申請書の提出方法

持参（郵送は受け付けない。）

## 5 登録決定の通知

契約希望者登録決定通知書を発送するとともに、登録決定者は登録名簿に登載するものとする。

## 6 登録資格の有効期間

- (1) 定期受付 平成 2 7 年 8 月 1 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日まで
- (2) 随時受付 原則として、申請書を受理した月の翌々月の 1 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日まで

## 7 提出書類

熊本市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第 1 号）に、次の各号の書類を添付し提出すること。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書
- (2) 印鑑証明書（原本）
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4) 役員名簿及び照会承諾書
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 相手方登録申請書
- (7) 封筒（切手を添付したもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類

## 8 その他留意事項

- (1) 提出された申請書及び添付書類は返却しない。
- (2) 提出書類の修正指示、不足書類の提出指示に対して、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。

公告第 4 2 1 号

平成 2 7 年 5 月 1 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区戸島七丁目 1 8 5 9 番 1, 1 8 5 9 番 1 2, 1 8 5 9 番 1 3  
2, 3 8 2. 4 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号  
株式会社 九建ホーム  
代表取締役 福嶋 正夫

公告第 4 2 4 号

平成 2 7 年 5 月 2 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区画図町大字下無田字菰原 1 1 5 8 番 1  
3 7 1. 2 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

公告第 4 2 5 号

平成 2 7 年 5 月 2 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区上南部一丁目 2 9 6 番 2  
1, 1 6 8. 3 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区帯山九丁目 3 番 9 号  
株式会社九州エネルギー協同管理  
代表取締役 益田 義博

公告第 4 2 6 号

平成 2 7 年 5 月 2 1 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により平成 2 7 年 3 月 1 6 日付け熊本市公告第 2 5 8 号で公告した熊本農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1

項の規定により変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

なお、旧富合町、旧城南町及び旧植木町の農業振興地域整備計画については廃止する。

熊本市長 大西 一史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課  
熊本市中央区役所総務企画課  
熊本市東区役所農業振興課  
熊本市西区役所農業振興課  
熊本市南区役所農業振興課  
熊本市北区役所農業振興課

公告第 431 号

平成 27 年 5 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区中原町字骨居込 691 番、692 番  
1,022.03 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公告第 434 号

平成 27 年 5 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字重富字前無田 513 番 2、514 番 3  
948.42 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区平成三丁目 21 番 23 号  
有限会社 日建開発  
代表取締役 岡本 邦雄

公告第 435 号

平成 27 年 5 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町塚原字破田 1028 番 1  
270.74 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

## 公 告 第 4 3 6 号

平成 27 年 5 月 28 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (㎡)	変更理由
1	熊本市南区護藤町字浜園 334 番	462	農地を農業用施設用地（農機具格納庫）に用途区分変更

## 2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課  
 熊本市中央区役所総務企画課  
 熊本市東区役所農業振興課  
 熊本市西区役所農業振興課  
 熊本市南区役所農業振興課  
 熊本市北区役所農業振興課

## 公 告 第 4 3 9 号

平成 27 年 5 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区護藤町字菰堀 1499 番 1、1499 番 2、1506 番、1507 番、1508 番、  
 1509 番、1488 番の一部、1548 番の一部  
 2,087.74 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町舞原 228 番地 2  
 株式会社 未来地所  
 代表取締役 村田 學

## 公 告 第 4 4 0 号

平成 27 年 5 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上代六丁目 2619 番 1、2619 番 2  
 475.32 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

記載省略

**中 央 区**

中央区告示第 14 号  
平成 27 年 5 月 27 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別表のとおり告示する。

熊本市中央区長 萱野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 15 号  
平成 27 年 5 月 29 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 5 月 15 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 16 号  
平成 27 年 5 月 29 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 5 月 25 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野 晃

以下、登載省略

**北 区**

北区告示第 4 号  
平成 27 年 5 月 20 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別表のとおり告示する。

熊本市北区長 田上 美智子

以下、登載省略

**西 区**

西区告示第 5 号  
平成 27 年 5 月 25 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 5 月 13 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永田 剛毅

以下、登載省略

## 東 区

東 区 告 示 第 6 号  
平 成 2 7 年 5 月 1 8 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別表のとおり告示する。

熊本市東区長 中 原 祐 治

以下、登載省略

## 議 会

議 会 規 程 第 4 号  
平 成 2 7 年 5 月 2 1 日

熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 満 永 寿 博

熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程の一部を改正する規程

熊本市議会委員会等モニター放映取扱規程（平成 1 3 年議会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「企画教育市民委員会」を「教育市民委員会」に改め、同項第 3 号中「福祉子ども委員会」を「厚生委員会」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 上 下 水 道 局

上 下 水 道 局 告 示 第 3 2 号  
平 成 2 7 年 5 月 2 1 日

熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 6 7 1 号	菊池市四水町吉富 2 8 3 5 番地 3 三宝設備工業 代表者 立岩 勝	平成 2 7 年 5 月 1 日

上 下 水 道 局 告 示 第 3 3 号  
平 成 2 7 年 5 月 2 1 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 1 7 1 号	熊本市北区龍田町弓削 3 3 9 番地 3 メゾンドリバーサイド 1 0 2	平成 2 7 年 5 月 7 日

	株式会社高宮城工業 代表取締役 高村 美喜子	営業所の移転
第395号	合志市須屋2696番地65 熊本瓦斯株式会社 代表取締役 山下 満	平成27年5月11日
		代表者の異動
第100号	熊本市中央区渡鹿四丁目8番80号 有限会社興安商会 代表取締役 林 誠	平成27年5月13日
		代表者の異動

上下水道局告示第34号

平成27年5月26日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第784号	熊本市東区上南部二丁目21番21号 有限会社富士テック 代表取締役 橋口 広美	平成27年5月20日

上下水道局告示第35号

平成27年5月27日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田 勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第783号	上益城郡嘉島町大字下仲間1253番地4 有限会社リュウカン 取締役 笠 善晴	平成27年5月21日
第785号	鹿児島県鹿屋市旭原町2406番地7 熊本水道サービス 代表者 川野 貴行	平成27年5月21日

## 教 育 委 員 会

教委告示第6号

平成27年5月18日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

## 1 日時

平成27年5月22日（金） 午後2時から

## 2 場所

マスマチュアル生命ビル 7階 会議室

## 3 議事

- (1) 平成27年度熊本市一般会計6月補正予算（教育費）について
- (2) 熊本市奨学生の採用について



- (3) 就学指導委員会委員の委嘱について
- (4) 熊本市社会教育委員の委嘱について
- (5) 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (6) 熊本市立野外教育施設運営協議会委員の委嘱等について

#### 4 協議

- (1) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について
- (2) 平成 27 年度全国学力・学習状況調査について

#### 5 報告

- (1) 第 13 回タウンミーティングの意見交換内容について
- (2) 平成 28 年度管理職採用選考試験について
- (3) 「熊本市立小中学校 心のアンケート」（いじめ等に関するアンケート）の結果報告について
- (4) 教科書採択について
- (5) 公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
- (6) 熊本市中学生による子ども議会について
- (7) 広報広聴関係について

## 選挙管理委員会

選管告示第 34 号

平成 27 年 5 月 22 日

平成 27 年 4 月 12 日執行の熊本市議会議員南区選挙区一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議申出について、熊本市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 215 条の規定に基づき告示する。

熊本市選挙管理委員会 委員長 田代 芳郎

### 第 1 異議申出の件名

平成 27 年 4 月 12 日執行の熊本市議会議員南区選挙区一般選挙における当選の効力に関する異議申出

### 第 2 異議申出の年月日

平成 27 年 4 月 24 日

### 第 3 異議申出人の住所及び氏名及び申出代理人の氏名

異議申出人	熊本市南区	池川	通泰
〃		田中	正孝
〃		田中	恒典
〃		清田	好彦
申出代理人		下山	和也
〃		宮崎	耕平
〃		岡井	将洋
〃		福井	春菜

### 第 4 異議申出に対する決定

本件異議申出を棄却する。

### 第 5 異議申出の要旨

#### 1 開票管理者の決定の違法性

- (1) 田辺正信氏の有効投票とされたもののうちに無効投票が含まれていること

田辺正信氏の得票のうち有効投票とされたものの中に有効性を判断する必要のあるものが、60 票ないし 80 票存在し、全てが有効投票とされたが、本件選挙開票立会人（以下「立会人」という。）である田中誠一氏から届出のあった立会人（以下「田中氏届出立会人」という。）によれば、氏名を読み取ることができないものが 3 票ないし 4 票あった。特にそのうちのひと

- つは、「田」以降に続く文字が草書体のように流れており、文字としての体裁を保っているとする言い難いものであった。氏の頭に「田」がつく候補者が 2 人いる今回の選挙においては、「田」以降の文字が正確に読み取ることができないような票は無効票としなければならない。
- (2) 無効投票のうちに田中誠一氏の有効投票とすべきものがあること
- 田中氏届出立会人によれば、無効投票とされた票の中に、「田辺誠一」と判読できる票（以下「田辺誠一票」という。）があった。この票について本件選挙開票管理者（以下「管理者」という。）は、田中氏届出立会人に対し「実在しない人物である。」と説明し、無効投票と決定した。法第 6 7 条には「その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効としなければならない。」とあり、田辺誠一票があった場合、最高裁判所の判例等に基づき、氏の一字の誤記として田中誠一氏の有効投票と認められなければならない。

## 2 異議申出に関する調査の必要性及び重要性

### (1) 得票数が同数となったこと

1 票でも票の判断に誤りがあれば、別の処分となるため、調査の必要性が高い。

### (2) 本件選挙において過度に迅速性が重視されていたこと

本件選挙においては、開票事務がスムーズにいくよう当委員会から注意喚起が強くなされ、また、1, 0 0 0 票を超える疑問票の確認に 5 分程度の時間しか与えられなかった。立会人の確認作業は、形式的な作業と化しており、疑問を生じさせる票について積極的に意見を述べたり、有効性判断の理由を確認したりすることが困難な状況にあり、投票の有効性判断の精密性の面に不十分な事態が生じた。

### (3) 調査の必要性

迅速性に偏った開票事務が行われたことや、投票の有効性判断の誤りを疑わせる具体的事情がある以上、再度投票を調査する必要がある。

## 3 物件提出要求申立

本申立は、平成 2 7 年 5 月 1 5 日に追加で提出されたもので、内容については次のとおりである。

行政不服審査法第 3 3 条第 1 項の規定に基づき、本件選挙の田辺正信氏の有効投票とされた投票用紙及び無効投票とされた投票用紙を審理員に提出するよう申し立てる。

## 第 6 決定の理由

### 1 関係人からの聴取結果

当委員会は、本件異議の申出を受理し、法第 2 1 2 条第 1 項に基づき、南区選挙管理委員会事務局、管理者、本件選挙開票事務従事者（以下「従事者」という。）等の出頭及び証言を求めた。その聴取結果は以下のとおりである。

#### (1) 開票事務の工程について

本件選挙の開票事務は、南区選挙管理委員会管理のもと、次のとおり行われた。

- ① 管理者の開票開始宣言により、投票箱を開き、投票用紙を混同後、自動分類機及び手作業により分類作業を行う。その後、完全有効票は第 1 点検係へ、疑問票及び点字投票は効力審査係へ回付する。
- ② 第 1 点検係は、回付された候補者ごとの完全有効票について 1 票ずつ点検を行い混入票がないか確認後、第 1 計数係へ回付する。
- ③ 第 1 計数係は、第 1 点検係から回付された完全有効票を、計数機を使用して 1 0 0 票計数して 1 0 0 票束とし、さらに第 2 計数係で別の計数機を使用して再度計数し 1 0 0 票あることを確認後、第 2 点検係へ回付する。
- ④ 第 2 点検係は、第 2 計数係から回付された 1 0 0 票束の中に混入票がないか再度 1 票ずつ点検した後、有効投票箋係に回付する。
- ⑤ 有効投票箋係は、第 2 点検係から回付された票束のうち、1 0 0 票束には候補者ごとのバーコード付有効投票箋を付け、1 0 0 票に満たない端数票束には手入力用のバーコード付有

効投票箋に票数を記載後、計算係へ回付する。

- ⑥ 計算係は、有効投票箋係から回付された 100 票束又は端数票束をバーコードリーダーで読み取り、各候補者の得票数をパソコンで集計する。また、同じ作業を別のパソコンを使用して行い、2 台のパソコンの集計が同じであることを確認する。
- ⑦ 効力審査係は、回付された疑問票について、有効・無効を判断後、完全有効票を計算係に回付する。なお、完全有効票とならなかった票については、有効及び無効の判断案を立会人全員に説明し意見を聞き、承諾を得たうえでバーコード付有効（無効）投票箋に管理者と立会人全員の押印をもらうことで有効票、無効票を決定した後、計算係に回付する。
- ⑧ 計算係で集計が済んだ有効票は候補者ごとに、無効票は無効内訳ごとに整理し、立会人の面前に設置した投票点検台に並べ、立会人が常に自由に点検できる状態にしておく。
- ⑨ 投票の点検が全て終了した票は、有効投票、無効投票に区分し、有効・無効投票入封筒に入れて管理者及び立会人全員の封印をもらい封をする。
- ⑩ 立会人の前で各候補者の得票数を朗読したうえで開票録を作成し、管理者及び立会人全員の署名をもらい、開票確定集計表を立会人全員に配付後、管理者の開票終了宣言で開票事務終了。投票者総数 53, 288 人に対し、開票結果も 53, 288 票（有効 52, 262 票、無効 1, 026 票）で、不受理、持ち帰り票は全くなかった。

## (2) 疑問票の取り扱いについて

### ア 田辺正信氏の有効票について

疑問票の審査については、従事者である効力審査係が効力判定資料を参考にして、有効・無効を判断している。

疑問票の判断に疑義が生じた場合は、効力審査係の複数で協議し、法第 67 条の規定に則り、選挙人の意思を尊重しながら、文字が判読できるものについてはできる限り有効票として取り扱い、どうしても判断できないものについては無効票として取り扱っている。

田辺正信氏の得票の中には、氏名を読み取りにくいものや、「田」以降に続く文字が草書体のように流れている票もあったと思うが、文字としての体裁を保っており、判読することができたもののみを有効票として取り扱っている。

### イ 田辺誠一票について

「田辺誠一票」が実在していたとしても、効力判定資料に基づいて複数で協議をし判断したところ、立会人からの指摘も受けておらず、全員からの承諾の押印を受けている。なお、今回の開票事務において、立会人からのクレームや質問はなく、疑問票の判断については完全有効票及び白票を除いた全てにおいて立会人全員に説明し、承諾していただいたうえで押印を得ている。

## 2 当委員会の判断

### (1) 田辺正信氏の得票のうちに無効投票が含まれるとの主張について

前記関係人からの聴取結果によれば、田辺正信氏の得票の中には氏名を読み取りにくいものや「田」以降に続く文字が草書体のように流れているものがあつたものの、判読が可能な票のみを有効票として取り扱ったことが認められる。これに対し、申出人は、田辺正信氏の有効票には同氏の氏名を読み取ることができないものが含まれていたと主張するのであるが、もしそうであれば、当然に立会人から異議が唱えられるはずであるところ、本件開票事務においては田中氏届出立会人を含め、立会人からのクレームや質問はなかったというのであるから、氏名を読み取ることができないものが田辺正信氏の有効票に含まれていたとは到底考えられない。なお、この点に関し申出人は、本件選挙においては過度に迅速性が重視され、立会人の確認作業は極めて形式的な作業と化していたと主張する。しかしながら、当委員会が平成 27 年 4 月 10 日に開催した立会人説明会においては、立会人の職務や、疑問票の効力の決定に対する意見の聴取等について説明し、迅速性ではなく正確性を重視している旨を伝えているし、各区関係職員を対象とした開票事務打合せ会議においても、区における初めての統一地方選挙という

こともあり、“スピードよりも正確性重視”を強調している。加えて、従事者によると、開票事務における疑問票の確認については、8人の立会人を4人ずつ2回に分けて説明しており、説明の際は票を1票ずつ机に広げたいうえでできる限りわかりやすく説明を行っているということであり、かつ、疑問票を立会人に説明後、計算処理が済んだ投票については、投票点検台上に有効票は候補者ごとに、無効票は無効内訳ごとに随時並べ、自由に確認できるようにしていたということである。以上からすれば、立会人が確認する時間は十分確保されていたというべきであり、現に、開票結果の朗読後、開票録への立会人の署名を求める際にも、疑問票への疑義に関する意見は特に出されていない。

(2) 田辺誠一票について

本件において「田辺誠一」と記載された投票があったかどうかは必ずしも明らかではない。

しかしながら、「田中」の「中」と「田辺」の「辺」とでは字音も字形も全く異なることから、「田辺誠一」の記載をもって「田中誠一」の誤記と認めることは困難であり、「田辺正信」という氏名の候補者がある本件選挙のもとにおいては、「田辺誠一」との記載は、むしろ「田辺正信」と「田中誠一」との混記又は候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効とするのが相当である。判例においても、例えば大阪高裁昭和28年3月5日判決は、「中西勘次」と「中林英夫」という候補者がある場合の「中西英夫」と記載された投票について、混記又は候補者の何人に投票したかを確認し難いとして無効としている。これに対し、申出人は、他に氏が同字の候補者があっても、名が一致する場合には、氏の一字の誤記として名が一致する候補者についての有効投票と認められていると主張するが、申出人が引用する例は氏の字音や字形に類似性が認められる場合であって、本件とは全く事案を異にする。

したがって、仮に本件において「田辺誠一」と記載された投票があったとしても、申出人が主張するように管理者がこれを無効投票として取り扱ったのであれば、その取り扱いは正当であり、何ら本件処分の違法性を基礎づけるものではない。

(3) 開票調査の必要性について

法の目的及び民主主義の原理から投票の有効性判断が精確になされなければならないことは申出人の主張するとおりである。しかしながら、本件選挙の開票事務は、法第61条の規定による管理者、法第62条の規定による立会人、法第69条の規定による参観のもと、幾重もの慎重な点検と確認を経てなされ、かつ、複数の立会人と効力審査係が関与して投票の有効・無効が判断されるものであるから、選挙や当選の効力に不満や疑問を抱く者があるからといって、当然に開票調査が必要なわけではない。開票調査は、開票事務や投票の有効・無効の判断手続等に何らかの瑕疵が認められることがその前提であるというべきであり、この理はたとえ候補者間において得票数が同数の結果になったとしても異ならない。しかるに、既に述べたとおり、本件選挙の開票事務は第1点検係、計数係、第2点検係、効力審査係、立会人、管理者及び計数係と幾重にもその内容を点検してなされており、その手続に瑕疵を認めることはできなかった。また、効力審査係において、疑義が生じた疑問票については、過去の実例判例を基に複数人で協議し立会人に説明されており、その際特段の異議もなく承諾を得たうえで立会人全員から押印を受領していることから、疑問票の判断手続に瑕疵があるという事実も認められない。さらに、前記のとおり、申出人が主張するような過度に迅速性が重視されたという事実は毫も存しない。今回、当委員会において臨時委員会を開催し、開票調査の必要性について議論を重ね、関係者の意見を聞きながら慎重に審議した結果、開票調査をすべきという意見も出たが、当委員会の結論としては開票調査の必要性を見出すことはできなかった。

(4) 物件提出要求申立について

行政不服審査法第33条第1項に規定されている物件の提出については、法第216条第1項の規定上、異議の申出には準用されておらず、同条第2項の規定によって審査の申立に準用されるものにすぎない。よって、本件異議の申出において行政不服審査法第33条第1項に基づき物件提出を要求する申立は失当というほかない。

3 結論

以上のことから、平成 27 年 4 月 12 日執行の熊本市議会議員南区選挙区一般選挙における当選の効力に関する異議の申出については、申出人の主張はいずれも認めることはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

以上